



928号
2022年3月15日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

社員の安全配慮なし

勤務変更の注意点

会社は4月から、着替え
時間を準備時間として新
設する。
それにより、休憩時間が
60分に延期される。
労働基準法は8時間ま
でなら、45分以上の休憩
を社員に与えればよく、6

0分でも問題はない。
そして、8時間を超えた
場合は60分以上の休憩
が必要だ。

当初明かされた会社の
見直し例では、残業の場合
が記載されておらず、残業
となった場合にこれまで
取得できた15分の休憩
を無くすのではないかと
話が上がっていた。

そして、そうだった。

これまでは、残業と
なれば、追加で15分
の休憩を取った後、業
務を再開した。

4月からは、昼に6
0分の休憩が設けられ
ている為、新たに15
分の休憩はない。

実態を見れば、残業
した場合の休憩時間1
5分を昼の休憩時間に
付け、これまでの勤務
時間と帳尻を合わせた
形となっている。

社員に1円も払う必
要もなく、更衣時間を
勤務時間に組み入れる
事に成功しており、こ
の方法を考えた人は勤
務時間と労基法をよく
理解している。

運送業の基準

交通事故など重大事故
に繋がる自動車運転者には
様々な乗務基準がある。

例えば、「連続運転時間
は4時間以内、または4時
間経過直後に30分以上
の休憩時間を確保するこ
と」などである。

これは、安全に車を運転
する為に必要な最低条件
と判断すると分かり易い。
ここで気になる点があ
る。

36協定で1日3時間
の残業ができるとする、
昼からの勤務が13時か
ら20時15分で、7時間
15分の勤務時間となる。

運送業の基準に2輪バ
イクは含まれないが、配達
が長時間続けばどうなる
だろうか。

疲労で、誤配や交通事故
に繋がりが兼ねない。

現在の就業規則は、社員
の能率を維持し、保健と安
全を図る為、原則として4
時間勤務で15分の休息
が取れるとなっている。

だから8時間勤務30
分で、午前・午後15分
振り分けられている。

会社はこの就業規則の
原則勤務4時間中に15
分の休息という点に着目
し、午前中が4時間未達だ
から15分の休息を準備
時間に変更した形だ。

原則勤務4時間中に1
5分だと、4時間未達は今
後取得できないのかなど、
不明な点が多い。

一番の問題は、残業とな
った場合に午後が長時間
勤務となる事だ。

これまでは、13時から
17時15分で4時間1
5分の勤務(15分の休息
も含む)で15分の休憩、
合わせて30分を取れた。

因みに、休息は取れなく
ても問題ないが、残業とな
っても完全に業務から切
り離された15分の休憩
でリフレッシュできる。

このような変更を示し
たのであれば、郵政Gは運
送業が定める連続運転に
該当せず、法令的にも問題
ないと判断したのだろう。

しかし、欠員や物量増と
なれば、社員は13時から
20時(3時間残業の場
合)近くまで配達等業務を
続ける事になる。

交通事故撲滅といいな
がら、過酷な労働条件に変
更する矛盾で被害を受け
るのは、事故に巻き込まれ
た被害者や社員自身であ
る。

事故した社員が悪いと
処分するのは簡単だが、事
故は直接人命に繋がる為、
このような長時間勤務に
改悪する会社の意図が分
からず、この変更でいいの
か疑問が残る。

準備時間の15分

1日15分、20日で5
時間、一年で、約60時間
がこれまで、勤務時間(着
替えの時間)として支払わ
れていない勤務時間とし
よう。

単純に時給千円で計算
しても、年間6万円だ。
10年で60万、40年
だと240万円となり、決
して無視できる金額では
ない。

仮に過去分を会社に請
求しようにも、時効による
権利消滅分や裁判費用等
などもかかる為、回収は困
難で実現は難しい。

会社はこういつた経緯
を理解した上で、社員が働
き易い環境として、上記の
ような変更を示している。
利益は会社が独占、損害
は社員が被る構図でいい
訳がない。

今後の予定

● 4月 5日(火) 17:00~
第6回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 4月 5日 予定